放射線・原子力の法令改正

その背景と意義

青山 伸

株式会社千代田テクノル

法令は、人々の活動を振興、促進、誘導する場合と制限、規制する場合に用いられる。 放射線、原子力の場合は、原子力基本法、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別 措置法を除き安全確保のための規制が殆どである。

X線、ラジウムの発見以降、我が国ではその応用可能性を確認する活動が積極的に進められ、人体の安全を確保するための世界の動向も遅滞なく把握していた。昭和12年(1937年)には、診療用X線とその発生装置について、内務省令と逓信省令で安全確保がはじまった。過剰被ばくと電撃の防止が課題であったとみられる。

ラジウムについては、効能が期待されたものの、放射線防護の動きは見られなかった。 内務省令は、戦後、医療法の制定に伴い、昭和23年(1948年)医療法施行規則に、実質的 な内容の変更なく引き継がれた。昭和31年(1956年)には、ラジウム、放射性同位元素等 の応用・使用の拡大に対応して全文改正され、その後も所要の改正を経て今日に至っている。

放射性同位元素 (RI: radioisotope) については、昭和12年(1937年) 理化学研究所のサイクロトロン完成以降、いろいろな研究が進められたが、敗戦後 GHQ による海洋投棄後1950年まで、研究は空白を余儀なくされた。昭和25年(1950年)、仁科 芳雄に対する寄贈を嚆矢として輸入が開始され、急激に利用が進んだことから科学技術行政協議会(STAC: Science and Technology Administration Council) では、専門家の委員会を設けて検討すると共に、日本医学放射線学会にも対策について諮問し、昭和28年(1953年)7月に答申を得て、昭和29年(1954年)1月に放射性物質による障害予防勧告(案)として公表した。

このような放射線利用と障害防止の検討が進む中で、労働省では、それぞれ日本医学放射線学会の答申を得て、昭和27年(1952年)7月、労働基準法の災害補償の対象となるラジウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病の認定基準を通牒(基発第547号)し、昭和29年(1954年)8月には有害放射線による障害の予防について、防護、取扱い、汚染防止、廃棄処分、測定等について都道府県労働基準局長宛通牒(基発第461号)している。放射線による障害が発生し続けた証左とも言える。

以上の先行枠組みがある中で、ようやく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が昭和32年(1957年)制定された。同年には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律も制定され、これらは所要の幾多の改正を経て今日に至っている。 法令改正の傾向などをみながらシステムの整備状況をレビューする。